

償却資産申告書におけるマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄について



1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、記載欄に右詰めで記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の資料の写しを申告書に添付していただくようお願いいたします。

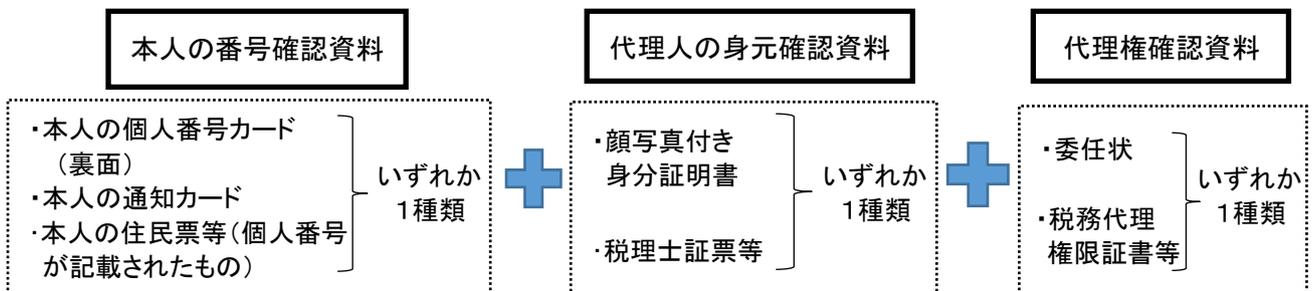
※法人番号を記載した申告書を提出する場合、又は電子申告(eLTAX)により申告する場合は、本人確認は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合



※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2) 代理人が申告書を提出する場合



※ 代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤のひとつです。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。